

令和5年度 教育文化事業（へき地学校教育支援）募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

1. 要項の目的

この要項は、教育振興事業規程第2条並びに教育文化事業規程第1条、第6条及び第8条の規定に基づき教育文化事業（へき地学校教育支援）の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

2. 事業の概要

教育文化事業（へき地学校教育支援）は、交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島に所在する学校の教育内容や方法、環境を充実するために助成を行う事業です。令和5年度は下記要項のとおり実施します。

3. 助成要件

(1) 助成の趣旨

公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「日教弘」という。）は、令和4年度から5年間、全国のへき地等級2～5級の学校を対象に「へき地学校教育支援事業」を実施することとしました。

日教弘島根支部（以下「島根支部」という。）は、令和4年度から3年間、日教弘本部の助成対象校を拡大し、国指定のすべてのへき地学校を対象として、へき地学校に対する教育支援を行い、へき地学校の教育内容等を充実することに寄与貢献します。

(2) 助成対象

「へき地教育振興法」に基づいた指定学校（国指定：3級地、2級地、1級地、へき準、特地）
ただし、事業期間の3年間のうち助成は1回のみとします。

(3) 助成対象の事業

- ① へき地学校がもつ課題等に対して研究・活動を行う事業
（例：少人数・小規模校における効果的な授業方法の研究、意欲的に学ぶ子どもを育てるための指導研究）
- ② へき地学校の課題を解決するために備品・教材を購入し教育環境を整備する事業
（例：ICT教材、体育用品の提供）
- ③ 地域や保護者、近隣の学校及び各教育団体等と連携し、子どもたちの資質を高めることを目的とする事業
（例：運動会、公開授業、学芸会、各教育団体等との協賛事業）

(4) 助成の対象とならないもの

- ① 営利目的、又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に完了しているもの

(5) 資格要件

- ① 応募資格
上記（2）に該当する学校のうち、上記（3）に示した事業を年度内に行う予定のある学校
- ② 応募要件
事業の推進に責任をもち、助成金の管理及び事後の報告を確実にできること

4. 日程

(1) 募集期間 令和5年6月1日（木）～令和5年7月10日（月）郵送の場合は当日消印有効とします。

(2) スケジュール

令和5年8月上旬 選考

令和5年9月上旬 採否の結果を通知

※ 助成が決定した事業については、活動等の進捗を確認することがあります。

5. 申請方法

(1) 応募方法

教育文化事業（へき地学校教育支援）申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、島根支部に持参又は郵送します。なお、E-mailでの受付はしません。

(2) 提出書類

- ① 申請書の原本及びコピー 各1部
- ② 補足資料（様式3）の原本及びコピー 各1部
- ③ その他、参考資料
- ④ 返信用封筒（通知等の送付先住所・氏名を記入したもの。切手は不要。） 角2号 2部

(3) 申請用紙請求先及び申請書類送付先

〒690-0887 島根県松江市殿町3番地 公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

6. 助成の内容

(1) 助成金額等

- ① 助成額・助成対象校数（ただし、助成は事業期間3年間のうち1回限りとします。）
総額133万円とし、下表のとおり助成します。

	1校当たりの助成額	助成対象校数	助成金総額
国指定 2級地～3級地	80,000円	6校	480,000円
国指定 1級地、へき準、特地	50,000円	17校	850,000円

② 助成の対象外費用

- ア 人件費（ただし、外部講師費用（交通費、謝礼）は可）
- イ 研修参加費（交通費も不可）
- ウ 汎用性のある機器（例：パソコン、OAソフト、コピー機、タブレット端末等）の購入費
- エ 学校の一般管理費等（例：事業に関係ない通常経費、公共料金の支払い、懇親会の飲食費等）
- オ その他事業に直接関係がない講習会費、物品等

(2) 助成の方法

助成対象校の申請者に選考結果を通知します。併せて銀行振込依頼書（様式5）を送付しますので、助成金を振り込む口座を指定し、島根支部に返送してください。これを受けて、島根支部は指定の口座に送金し、受領書（様式6）用紙を送付します。

なお、選考結果の通知については、島根支部役員等が学校を訪問し、教職員が揃っておられる場で事業説明などを行い交付することをお願いする場合があります。

(3) 受領書の提出

受領書用紙の送付を受けた申請者は、速やかに送金を受けたことを確認し、この受領書を島根支部に提出してください。

7. 選考

(1) 選考方法

- ① 島根支部は設置する選考委員会の選考結果に基づき、幹事会の決議を経て支部長が決定し、その結果を文書（様式4①又は4②）で各申請者に通知するとともに、会報・ホームページ等で公表します。
- ② 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

- ① 適正性 本事業の助成の趣旨と合致しているもの
- ② 必要性 へき地学校の課題、ニーズを的確に把握しているもの
- ③ 公益性・社会性 地域・保護者に対して有益であるもの

8. 助成対象校の義務等

- (1) 助成対象校は、対象事業の実施要項等に島根支部の助成金を受けていることを必ず明示してください。
- (2) 助成対象校は、申請書の内容に従って助成金を使用します。助成金給付の対象となった事業が終了したとき、教育文化事業（へき地学校教育支援）成果報告書（様式2）と領収書（コピー可）を速やかに提出し、その結果を支部長に報告してください。その際、作成した資料や写真等があれば添付してください。
- (3) 助成対象者が学校のホームページや広報誌等において事業の成果を発表する場合、その事業が島根支部からの助成を受けて行った事業であることを必ず明示してください。

9. その他注意事項

- (1) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (2) 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正があった場合は、返金していただくことがあります。
- (3) 島根支部発行の会報等に助成対象者名・助成内容・提出された報告書（写真等も含む）等を公表できるとします。
- (4) 島根支部に提出された書類等は返却しません。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 申請書記入の個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合には、申請書に記載の内容及び助成金額を会報・ホームページ等で公表します。

11. 問い合わせ先

〒690-0887 島根県松江市殿町33番地

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部（担当者：池尻）

電話 0852-24-1059 FAX 0852-31-6089

E-mail : simane@nikkyoko.or.jp

URL: <https://nikkyoko-shimane.jp/>